

第106回 定時株主総会 招集ご通知

2022年4月1日から2023年3月31日まで

開催情報

日時
2023年6月23日（金）午前10時
場所
埼玉県新座市北野三丁目6番3号
当社本社

※ 末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第8号議案 | 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件 |

■ 株主総会にご出席されない場合



郵送またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使期限

2023年6月22日（木）
午後5時まで

エコ・省エネ・高効率化に寄与することで
CO2 排出量の削減に貢献しています

サンケン電気株式会社

証券コード 6707

詳細はP3をご覧ください ▶

証券コード 6707
2023年6月8日

株 主 各 位

埼玉県新座市北野三丁目6番3号
サンケン電気株式会社
代表取締役社長 高 橋 広

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第106回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.sanken-ele.co.jp/corp/tousika/soukai.htm>



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6707/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東京証券取引所のウェブサイトにつきましては、上記のウェブサイトアクセスし、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順にご選択のうえ、ご覧ください。

書面またはインターネット等による議決権行使の方法は3ページに記載の通りでございます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類につきましては、本書面にも掲載してございますのでご参照下さい。

敬 具

記

1	日 時	2023年6月23日（金曜日）午前10時	
2	場 所	埼玉県新座市北野三丁目6番3号 当社本社	
3	会議の目的事項	報告事項	1. 第106期（自2022年4月1日 至2023年3月31日） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第106期（自2022年4月1日 至2023年3月31日） 計算書類報告の件
		決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 10名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の 報酬等の額決定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 第8号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決 定の件

・電子提供措置事項のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき書面交付請求を頂いた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、これらの事項につきましては、監査報告作成に際し、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- 連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- 株主資本等変動計算書及び注記表

・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

 当社ホームページ：<https://www.sanken-ele.co.jp/> サンケン電気 検索

女性活躍推進を含む当社のSDGsへの取り組みは、ホームページに掲載の「サンケンレポート」をご覧ください。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席されない場合（事前の議決権行使をお願いします）

株主総会ライブ配信を利用してウェブ参加する方法がございます。
ウェブ参加のためのID・パスワード、その他詳細につきましては、別紙「バーチャル株主総会参加方法のお知らせ」をご参照ください。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）午後5時必着

インターネット等による議決権行使



5ページのインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）午後5時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

■ 株主総会当日ご出席される場合のご注意事項

- 株主総会にご出席される際は、議決権行使書をお忘れなくご持参頂き、受付にてご提示下さい。
- お土産・記念品の配布は行っておりません。
- 株主総会の撮影、録画、録音、保存及びSNSでの公開は固くお断りいたします。

■ ライブ配信のご案内、ご視聴にあたってのご注意事項

株主総会の様子をライブ配信いたします。ライブ配信用ウェブサイト、ID及びパスワード等の詳細事項につきましては、別紙「バーチャル株主総会参加方法のお知らせ」をご参照下さい。

ご注意事項

- ご使用のパソコン及びインターネットの接続環境並びに回線状況等により、ご視聴頂けない場合があります。
- ご視聴頂く場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- ライブ配信をご視聴頂くことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、決議にご参加頂くことができません。このため、事前に議決権をご行使の上ご視聴下さい。また、ライブ配信ご視聴の株主様から、ご質問及びご意見をお受けすることができませんので、予めご了承下さい。
- ライブ配信の撮影、録画、録音、保存及びSNSでの公開、ID及びパスワードの第三者への提供は、固くお断りいたします。
- システム障害等の緊急事態につきまして、株主の皆様にお知らせすべき事項が生じた場合には、当社ホームページ (<https://www.sanken-ele.co.jp/>) に、その内容を掲載いたします。

バーチャル株主総会全般に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル TEL 0120-782-041
受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く。)

ライブ配信の視聴方法・操作方法等に関するお問い合わせ

株式会社ブイキューブ TEL 03-6833-6276
受付時間 2023年6月23日(株主総会当日) 午前9時から株主総会終了まで

インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後5時まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



！ ご注意事項

- インターネットにより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

インターネットによる 議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

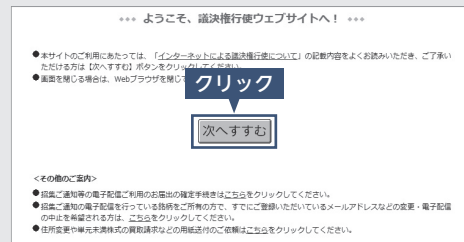
0120-652-031 9:00~21:00

アクセス手順について



ログインID・パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

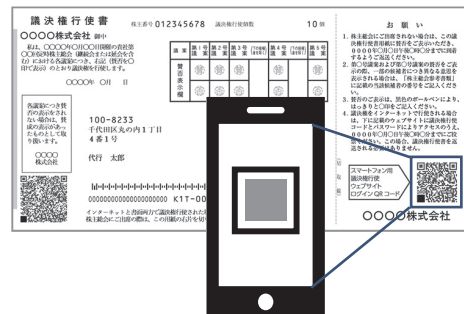


「次へすすむ」をクリック



「スマート行使」による方法

1. QRコードを読み取る



スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

2. ログインする

*** ログイン ***

●議決権行使コードを入力し、[ログイン]ボタンをクリックしてください。
●議決権行使コードは、議決権行使書に記載されています。
（電子メールにより招集通知メールに記載されています）

議決権行使コード:

クリック

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

●パスワードを入力し、[次へ]ボタンをクリックしてください。
●ソフトウェアキーボードを使用してください。
●パスワードをお忘れの場合は、パスワードをお忘れの場合

パスワード: ソフトウェアキーボード

クリック

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は
画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。 ※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

2. 議決権行使方法を選ぶ

三井住友銀行 銀行

スマート行使
（議決権行使ウェブサイト）

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3. 各議案の賛否を選択

三井住友銀行 銀行

スマート行使
（議決権行使ウェブサイト）

第1号議案
第〇期剰余金の処分の件

賛成 反対

第2号議案
定款一部変更の件

賛成 反対

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って
行使完了です。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。
※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社では、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要施策の一つと位置付け、事業の積極展開による収益力向上と財務体質の改善を進めつつ、経営全般の基盤強化を図るために必要となる内部留保を確保した上で、安定的かつ着実な配当の実施を基本的な考え方としております。

当期の期末配当につきましては、上記の配当に関する基本的な考え方に沿い、1株につき15円とさせて頂きたく存じます。なお、中間配当として1株につき15円の配当をお支払いしておりますので、年間配当金としましては1株につき30円となります。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 配当総額	金 15円 363,377,025円
(2) 剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月26日	

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 監査等委員会設置会社は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待に、よりの確にこたえる体制構築が可能です。また、取締役会の業務執行の決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化が可能となります。これらを踏まえ、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. <u>会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、15名以内とする。</p> <p>②<u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②～③ (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>②～③ (現行通り)</p> <p>④<u>当会社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>⑤<u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期) 第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③<u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第23条～第24条 (現行通り)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議事項について、その議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第27条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を定めることができる。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条～第32条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議事項について、その議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条 (現行通り)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第28条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を定めることができる。</p> <p>第29条 (現行通り)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条～第33条 (現行通り)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="303 208 604 231">第6章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="173 276 235 299">(定員)</p> <p data-bbox="160 308 249 331">第33条</p> <p data-bbox="185 340 539 362">当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p data-bbox="173 397 235 420">(選任)</p> <p data-bbox="160 429 249 452">第34条</p> <p data-bbox="185 461 560 483">監査役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="160 492 748 580">②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="160 589 748 677">③当社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p data-bbox="160 686 748 774">④前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p data-bbox="173 808 235 831">(任期)</p> <p data-bbox="160 840 249 863">第35条</p> <p data-bbox="185 872 748 960">監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="160 969 748 1177">②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> <p data-bbox="173 1212 341 1235">(監査役会の招集)</p> <p data-bbox="160 1244 249 1267">第36条</p> <p data-bbox="185 1276 748 1363">監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p data-bbox="1029 208 1111 231">(削 除)</p> <p data-bbox="1029 302 1111 325">(削 除)</p> <p data-bbox="1029 423 1111 446">(削 除)</p> <p data-bbox="1029 831 1111 854">(削 除)</p> <p data-bbox="1029 1239 1111 1262">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、 監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、 監査役会の定める「監査役会規程」による。</p>	(削 除)
<p>(報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p>(社外監査役の責任限定契約) 第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削 除)
(新 設)	第6章 監査等委員会
(新 設)	<p>(監査等委員会の招集) 第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より3日 前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。</p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の決議方法) 第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、 出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第36条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会の定める「監査等委員会規程」による。
(新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第37条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
第41条～第44条（条文省略）	第38条～第41条（現行通り）

第3号議案

**取締役（監査等委員である取締役を除く。）
10名選任の件**

第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役9名全員は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の更なる向上を目指し、取締役を1名増員することとし、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）10名のご選任をお願いいたしますと存じます。

なお、候補者の選任におきましては、社外取締役が委員長を務め、かつ社外取締役が過半数の指名委員会での審議を経て、その答申結果を最大限尊重した上で、取締役会において決定し、株主の皆様にお諮りするものであり、本議案及び第4号議案をご承認頂いた後の監査等委員である取締役を含む取締役会の構成は、社内取締役6名、社外取締役7名となり、社外取締役が過半数を占めることとなります。また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次頁以降に記載の通りです。

候補者 番号	氏名		現在の当社における地位・担当	取締役会 出席状況
1	高橋 広 <small>たか はし ひろし</small>	再任	代表取締役社長	100% (9回/9回)
2	吉田 智 <small>よし だ さとし</small>	再任	取締役 上級執行役員 サプライチェーンマネジメント本部長	100% (9回/9回)
3	李 明濬 <small>イ ミョンジュン</small>	再任	取締役 上級執行役員 戦略事業本部長 兼 技術開発本部副本部長	100% (7回/7回)
4	川嶋 勝巳 <small>かわ しま かつ み</small>	再任	取締役 上級執行役員 コーポレートデザイン本部長	100% (7回/7回)
5	宇津野 瑞木 <small>う つ の みず き</small>	再任	取締役 上級執行役員 事業推進本部長	100% (7回/7回)
6	藤田 則春 <small>ふじ た のり はる</small>	再任 社外 独立	社外取締役 指名委員会及び報酬委員会委員長	100% (9回/9回)
7	山田 隆基 <small>やま だ たか き</small>	再任 社外 独立	社外取締役 指名委員会及び報酬委員会委員	100% (9回/9回)
8	佐貫 葉子 <small>さ ぬき よう こ</small>	再任 社外 独立	社外取締役 指名委員会及び報酬委員会委員	85.7% (6回/7回)
9	平野 秀樹 <small>ひらの ひで き</small>	新任 社外 独立	社外監査役	100% (9回/9回)
10	生越 由美 <small>お ごせ ゆ み</small>	新任 社外 独立	—	—

(ご参考) 新経営体制におけるスキルマトリックス

- ・本株主総会の第3号議案及び第4号議案をご承認頂けた場合における新経営体制のスキルマトリックスは、以下の通りであります。
- ・当社取締役会が適切にその役割・責務を果たし、グループの中長期的な成長戦略実現に資することを目的に、以下の項目にてスキルマトリックスを作成しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者選任に当たっては、指名委員会での審議を経た後に、このスキルマトリックスの内容を踏まえ、取締役会にて審議・決定しております。

	氏名	企業経営	財務会計	業界知見	研究開発製造	営業マーケティング	ESG SDGs	DX IT	国際性	知財	法務リスク管理
取締役	高橋 広	●	●	●	●		●	●	●	●	
	吉田 智	●		●		●	●		●		
	李 明濬	●	●	●	●	●			●	●	
	川嶋 勝巳	●	●	●			●				●
	宇津野瑞木	●	●	●	●	●		●		●	
社外取締役	藤田 則春		●	●					●		
	山田 隆基	●	●	●	●	●			●	●	
	佐貫 葉子						●				●
	平野 秀樹	●	●								
	生越 由美	●			●					●	
取締役 (常勤監査等委員)	加藤 康久			●	●		●				
社外取締役 (監査等委員)	南 敦									●	●
	森谷由美子	●	●					●			

候補者
番号

1

たか はし ひろし
高橋 広

1964年2月1日生

再
任

所有する当社株式数：普通株式 4,000 株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 当社入社

2012年 4月 技術本部MCD事業部副事業部長

2015年 4月 技術本部MCBD事業統括部長

2018年 4月 デバイス事業本部生産本部長

2018年 6月 執行役員就任

2020年 6月 取締役上級執行役員就任

2021年 6月 代表取締役社長就任(現任)

■ 取締役候補者とした理由

高橋広氏は、長年にわたり半導体デバイス製品の開発に従事し、モーターコントロール領域において技術開発の主導的な役割を担ってまいりました。2018年4月にはデバイス事業本部生産本部長となり、当社グループ全体の半導体デバイス生産を主導するとともに、2019年から半導体デバイスの生産体制最適化を牽引するなど、重要な職責を果たしてまいりました。2021年中期経営計画の策定においても主導的な役割を担い、2021年6月の社長就任以降、中長期的な当社グループの成長を目指した計画の実現に向け、当社グループを力強く牽引しております。また、ESG推進体制の高度化を狙ったサステナビリティ委員会を設置し、環境・社会・ガバナンスにおける各課題に対し、多くの社員の協力を引き出し、ESGの取組みを強化しております。これまでの経験と知見を活かし、中長期的な当社グループの成長戦略実現に貢献できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

よし だ
吉田さとし
智

1962年9月22日生

再
任

所有する当社株式数：普通株式 1,400 株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2021年4月	半導体事業本部パワーモジュール本部長
2011年10月	営業本部大阪営業統括部副統括部長	2021年6月	取締役上級執行役員就任(現任)
2012年4月	営業本部大阪営業統括部長	2022年4月	パワーモジュール・デバイス本部長
2017年4月	営業本部東日本営業統括部長	2023年4月	サプライチェーンマネジメント本部長 (現任)
2017年6月	執行役員就任		

■ 取締役候補者とした理由

吉田智氏は、長年にわたり半導体デバイス製品の販売に従事し、主要車載品メーカーとの豊富なビジネス経験を基に、国内及び海外における同製品の販売推進と代理店網の整備に貢献してまいりました。2021年4月にはパワーモジュール本部長となり、2023年4月よりサプライチェーンマネジメント本部長となり、当社製品の生産、販売を統括する職責を担っております。また、2021年よりサステナビリティ委員会の委員長となり、担当役員として当社のESG施策を推進しております。これまでの経験と知見を活かし、中長期的な当社グループの成長戦略実現に貢献できるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

イ
李ミョンジュン
明濬

1962年6月25日生

再
任

所有する当社株式数：普通株式 1,600 株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 2月	当社入社	2021年 4月	半導体事業本部マーケティング本部 副本部長
2006年 4月	技術本部マーケット戦略統括部長	2021年 6月	上級執行役員就任
2009年 4月	技術本部新製品開発統括部長	2022年 4月	マーケティング本部副本部長
2012年 4月	技術本部 RMD事業部長	2022年 6月	取締役上級執行役員就任(現任)
2013年 5月	サンケン エレクトリック コリア カンパニー リミテッド代表理事就任(現任)	2023年 4月	戦略事業本部長兼技術開発本部副本部長 (現任)
2014年 4月	技術本部副本部長		
2014年 6月	執行役員就任		

■ 取締役候補者とした理由

李明濬氏は、長らく韓国子会社に勤務し、半導体デバイス製品の開発及び市場開拓に従事し、後に同社役員となり、海外でのビジネス経験を積んでまいりました。後に当社マーケティング部門及び新製品開発部門の責任者、技術本部の副本部長等を歴任し、当社の海外ビジネス拡大に貢献してまいりました。2023年4月より戦略事業本部長となり、EVトラクションモーター用パワーモジュール製品の事業を牽引する職責を担う立場となり、当該事業の戦略を推進しております。これまでの経験と知見を活かし、中長期的な当社グループの成長戦略実現に貢献できるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

かわ しま
川嶋かつ み
勝巳

1964年7月30日生

再
任

所有する当社株式数：普通株式 200 株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4 月	株式会社埼玉銀行 (現 株式会社埼玉りそな銀行)入行	2018年 4 月	当社出向 総務人事統括部副統括部長
2008年 4 月	株式会社埼玉りそな銀行宮代支店長	2019年 4 月	当社転籍
2010年 7 月	同行 本川越支店長	2021年 4 月	総務人事統括部長
2014年 4 月	同行 春日部支店長	2021年 6 月	執行役員就任
2016年 4 月	株式会社りそなホールディングス 市場企画部長	2022年 4 月	コーポレートデザイン本部長(現任)
		2022年 6 月	取締役上級執行役員就任(現任)

■ 取締役候補者とした理由

川嶋勝巳氏は、長年にわたる銀行での管理領域及び営業現場に関する経験と知見を有しており、これまで総務・人事部門の責任者として従事するとともに、ESG経営においても、サステナビリティ委員会を通じて重要な役割を担い、社員の健康推進や女性活躍等の分野で貢献してまいりました。2022年4月よりコーポレートデザイン本部長として、従来の経営企画、総務人事、財務、ESGなどの管理領域のみならず、コーポレート部門の新たな価値創出に向けて注力しております。これまでの経験と知見を活かし、中長期的な当社グループの成長戦略実現に貢献できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

う つ の
宇津野 瑞木
みず き

1965年5月3日生

再
任

所有する当社株式数：普通株式 1,400 株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	株式会社デーシーパック入社	2021年 4月	半導体事業本部事業推進本部長 兼推進管理統括部長
1987年10月	株式会社SETエンジニアリング入社	2021年 6月	執行役員就任
1996年10月	当社入社	2022年 4月	事業推進本部長兼推進管理統括部長
2016年 5月	福島サンケン株式会社代表取締役社長	2022年 6月	取締役上級執行役員就任(現任)
2018年 4月	デバイス事業本部技術本部 マーケティング統括部長	2023年 4月	事業推進本部長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

宇津野瑞木氏は、当社入社前も含め、長年にわたりスイッチング電源から半導体デバイスまで、多種多様な製品開発に従事してまいりました。2016年には当社子会社の社長に就任し企業経営の経験を積み、その後は当社マーケティング部門の責任者として技術開発及びマーケティングの領域で貢献してまいりました。2022年4月より事業推進本部長となり、現在はマーケティング、管理会計、DX推進及び品質保証の責任者としての職責を担っております。これまでの経験と知見を活かし、中長期的な当社グループの成長戦略実現に貢献できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

6

ふじ た
藤田のり はる
則春

1950年9月26日生

再
任社
外独
立

所有する当社株式数：普通株式 ー 株

在任年数： 7年（本総会終結時）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|---|----------|---|
| 1975年9月 | 監査法人伊東会計事務所 入所 | 2008年10月 | 新日本有限責任監査法人 JBSグローバル統括責任者(2013年6月同監査法人退職) |
| 1980年5月 | イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校 MBA取得 | 2013年7月 | 藤田則春公認会計士事務所 代表(現任) |
| 1980年7月 | ICIジャパン株式会社 入社 | 2015年8月 | 中国中信集团有限公司 社外取締役就任(2018年4月退任) |
| 1989年1月 | アーンスト アンド ヤング エルエルピー シカゴ事務所 シニアマネジャー | 2016年6月 | 当社 社外取締役就任(現任) |
| 1997年10月 | アーンスト アンド ヤング エルエルピー ニューヨーク事務所 パートナー(2007年6月同社退職) | 2018年8月 | アレグロ マイクロシステムズ インク 社外取締役就任(2022年6月退任) |
| 2008年9月 | 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 常務理事 | | |

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

藤田則春氏は、日本及び米国における公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する高度な知見を有しております。また、米国の監査法人においてパートナーを務められるなど、豊富な国際経験も有しており、グローバル経営推進の観点で有益な助言・提言を頂いております。

なお、藤田氏は、当社の会計監査人である監査法人に所属しておりましたが、当社の会計監査に直接的に関与することはなく、海外進出企業向けのコンサル業務を主体とするJBSグローバル統括責任者に就いており、また、同監査法人を退職してから既に約10年が経過しておりますので、独立した立場を確保しつつ、客観的な視点で当社経営を監視頂くことができます。また、藤田氏は、現在「指名委員会」及び「報酬委員会」の委員長に就任しており、当社のコーポレートガバナンスの透明性確保と適切性向上に貢献頂いております。更には、取締役会以外の場で定期的に開催され、重要テーマについての審議を行う役員ディスカッションでの議論を通じ、グループ成長戦略推進における妥当性と適切性の確保においても貢献頂いております。過去において藤田氏は、当社の重要な米国子会社の社外取締役に就任しており、国内外の半導体業界の知見を有しております。この知見はグループ経営の監督においても寄与するものと考えております。

上記により、藤田氏は、当社グループが中長期的な成長戦略を進めて行く中で、業務執行全般における適切性の確保と監督機能の強化といった職責を適切に果たして頂けること、更には、当社のコーポレートガバナンスの透明性の確保と適切性の向上に貢献頂けることが期待できるため、同氏を社外取締役の候補者といたしました。

候補者
番号

7

やま だ
山田たか き
隆基

1950年10月31日生

再
任社
外独
立

所有する当社株式数：普通株式 - 株

在任年数： 2年（本総会終結時）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年 4月	沖電気工業株式会社 入社	2008年 4月	OKI タイランド カンパニー リミテッド 取締役社長就任(2012年7月退任)
1995年 4月	沖電気工業株式会社 電子デバイス事業本部生産企画部長	2012年 9月	古河スカイ株式会社(現 株式会社UACJ) 入社
1997年 4月	OKI タイランド カンパニー リミテッド 取締役工場長就任	2014年 1月	UACJ タイランド カンパニー リミテッド 副社長就任(2016年3月退任)
2005年 4月	沖電気工業株式会社 半導体生産カンパニープレジデント	2016年 5月	タイ スペシャル ガス カンパニー リミテッド副社長就任(現任)
2006年 6月	チップモス テクノロジーズ インク 社外取締役就任(2008年10月退任)	2021年 6月	当社 社外取締役就任(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

山田隆基氏は、長年の半導体メーカーでの勤務経験を有し、半導体業界及び事業内容に通じています。同氏が過去に勤務していた沖電気工業株式会社では、同社の半導体生産カンパニーのプレジデントを務めたほか、海外の生産子会社の取締役社長を務めるなど、半導体メーカーにおける企業経営の経験も有しております。このほか、UACJ タイランドカンパニーリミテッド設立時には、海外経験を活かし大型プロジェクトを主導し、また、現在においては、タイ スペシャルガス カンパニー リミテッドの副社長として、新規ビジネス開拓等に活躍されるなど、異業種メーカーでの実務経験とネットワークを豊富に有しております。また、山田氏は、現在「指名委員会」及び「報酬委員会」の委員に就任しており、当社のコーポレートガバナンスの透明性確保と適切性向上に貢献頂いております。更には、取締役会以外の場で定期的に開催され、重要テーマについての審議を行う役員ディスカッションでの議論を通じ、グループ成長戦略推進における妥当性と適切性の確保においても貢献頂いております。これらのことから、山田氏には業務執行全般における適切性の確保に貢献頂くとともに、当社グループが半導体メーカーとして事業を推進して行く中で、有益な提言を頂けるものと考えております。

上記により、山田氏は、当社グループが中長期的な成長戦略を進めて行く中で、業務執行全般における適切性の確保と監督機能の強化といった職責を適切に果たして頂けること、更には、当社のコーポレートガバナンスの透明性の確保と適切性の向上に貢献頂けることが期待できるため、同氏を社外取締役の候補者といたしました。

なお、山田氏が過去に勤務していた沖電気工業株式会社の半導体部門は、現在、ローム株式会社グループの一部であり、当社は同社グループと取引がございませぬ。その取引額は、当社及びローム株式会社の双方における連結売上高の2%未満であり、主要な取引関係には該当いたしません。

候補者
番号

8

さ ぬき よう こ
佐 貫 葉 子

1949年4月3日生

再
任社
外独
立

所有する当社株式数：普通株式 - 株

在任年数： 1年（本総会終結時）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	弁護士登録	2012年6月	株式会社りそなホールディングス 社外取締役監査委員会委員就任
2001年11月	NS総合法律事務所所長(現任)	2015年6月	株式会社りそなホールディングス 社外取締役監査委員会委員長就任 (2020年6月退任)
2003年6月	株式会社クラヤ三星堂 (現メディパルホールディングス株式会社) 社外監査役就任	2019年6月	株式会社メディパルホールディングス 社外監査役就任(現任)
2007年6月	明治乳業株式会社社外監査役就任	2022年6月	当社 社外取締役就任(現任)
2009年4月	明治ホールディングス株式会社 社外取締役就任		
2011年6月	株式会社りそな銀行社外取締役就任 (2012年6月退任)		

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

佐貫葉子氏は、法律専門家としての知識や経験を豊富に有しており、これまで複数の上場企業において社外役員を歴任され、その中で監査委員会の委員長にも就任されておりました。2020年より日本女性法律家協会の会長を務められ、女性活躍において社会に貢献されております。これらの経験・知見から、特に法務リスクやコンプライアンスの領域において、また、当社における女性活躍等のダイバーシティの観点で、有益な助言・提言を頂けるものと考えております。佐貫氏には、独立した立場から弁護士としての客観的な視点で経営を監視頂くことが期待でき、当社取締役会の監督機能強化にも貢献頂けるものと考えております。また、佐貫氏は、現在「指名委員会」及び「報酬委員会」の委員に就任しており、当社のコーポレートガバナンスの透明性確保と適切性向上に貢献頂いております。更には、取締役会以外の場で定期的に開催され、重要テーマについての審議を行う役員ディスカッションでの議論を通じ、グループ成長戦略推進における妥当性と適切性の確保においても貢献頂いております。

上記により、佐貫氏は、当社グループが中長期的な成長戦略を進めて行く中で、業務執行全般における適切性の確保と監督機能の強化といった職責を適切に果たして頂けること、更には、当社のコーポレートガバナンスの透明性の確保と適切性の向上に貢献頂けることが期待できるため、同氏を社外取締役の候補者といたしました。

なお、佐貫氏は、過去に当社の借入先である株式会社りそな銀行及びその親会社である株式会社りそなホールディングスの取締役に就任しておりましたが、いずれも独立性を有する社外取締役としての就任であり、当社社外取締役の職務遂行に当たり、独立性の観点で問題は無いと考えております。

※佐貫葉子氏の戸籍上の氏名は、板澤葉子であります。

候補者
番号

9

ひらの
平野 秀樹

1954年8月30日生

新任

社外

独立

所有する当社株式数：普通株式 ー 株

在任年数： 4年（本総会終結時）
（社外監査役在任年数）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	株式会社埼玉銀行 (現 株式会社埼玉りそな銀行)入行	2012年4月	りそな保証株式会社代表取締役社長就任 (2015年3月退任)
2008年4月	株式会社埼玉りそな銀行 常務執行役員就任 埼玉営業本部長	2014年10月	株式会社ダイゾー社外監査役就任 (2022年10月退任)
2009年10月	同行 常務執行役員 コンプライアンス統括部担当兼融資企画部担当兼リスク統括部担当 (2010年6月退任)	2015年6月	株式会社サンテック社外監査役就任 (2019年6月退任)
		2019年6月	当社 社外監査役就任(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

平野秀樹氏は、過去の銀行勤務の経験から、財務・会計に関する高い知見を有しており、執行役員としての経歴も有しておりますので、経営者の目線から業務執行の監督機能強化に寄与頂けるものと考えております。平野氏は、2019年より当社の社外監査役に就任され、当社ビジネスに関する理解を有しております。また、取締役会以外の場で定期的に開催され、重要テーマについての審議を行う役員ディスカッションでの議論を通じ、グループ成長戦略推進における妥当性と適切性の確保においても貢献頂いております。

上記により、平野氏は、当社グループが中長期的な成長戦略を進めて行く中で、業務執行全般における適切性の確保と監督機能の強化といった職責を適切に果たして頂けること、更には、当社のコーポレートガバナンスの透明性の確保と適切性の向上に貢献頂けることが期待できるため、同氏を社外取締役の候補者といたしました。

候補者
番号

10

おごせ
生越ゆみ
由美

1959年12月4日生

新任

社外

独立

所有する当社株式数：普通株式　－　株

在任年数：　－　年

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 特許庁入庁

1997年3月 同庁審判部書記課長補佐

2000年4月 同庁特許審査第二部主任上級審査官

2002年4月 信州大学大学院非常勤講師
(2004年まで兼任)2003年4月 同庁特許審査第二部上席総括審査官
(2005年3月退官)

2003年10月 政策研究大学院大学助教授

2005年4月 東京理科大学専門職大学院(MIP)教授
(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

生越由美氏は、東京理科大学専門職大学院において、技術経営専攻の専任教員として、技術・文化を活用した企業ビジネスの優位性を経営目線で構築できる人材の育成を行っており、ここから得られた知見は、当社の技術経営において、客観的な観点での有益な助言・提言を頂けるものと期待しております。また、企業の成長において特許は非常に重要な要素であります。生越氏は知的財産分野において長年の経験を有するとともに、内閣機関である知的財産戦略本部に設置されたコンテンツ・日本ブランド専門調査会委員を務められるなど、大学教授以外に各方面で活躍されております。こうした長年の学術的活動を通して得られた知見は、当社の知財戦略に対しても客観的な観点から有益な助言・提言を頂けるものと考えております。更に、女性社外取締役として、当社における女性活躍等のダイバーシティの観点で、特に当社サステナビリティ委員会に対する第三者目線からの有益な助言・提言を頂けるものと考えております。

上記により、生越氏は、当社グループが中長期的な成長戦略を進めて行く中で、業務執行全般における適切性の確保と監督機能の強化といった職責を適切に果たして頂けることが期待できるため、同氏を社外取締役の候補者いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 独立役員の届出に関する事項: 現在社外取締役である藤田則春、山田隆基及び佐貫葉子の各氏及び社外監査役である平野秀樹氏は、独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ており、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認され、各氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。また、新任候補者である生越由美氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認され、同氏の選任が承認された場合、新たに独立役員となる予定です。
3. 社外取締役候補者に関する事項: 当社は、社外取締役である藤田則春、山田隆基及び佐貫葉子の各氏と、また、社外監査役である平野秀樹氏と、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案通り承認された場合、藤田則春、山田隆基及び佐貫葉子の各氏と当該責任限定契約を継続し、平野秀樹氏と同様の責任限定契約を締結するとともに、新たに生越由美氏との間においても、上記内容の責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。2023年6月に当該保険契約を更新する予定であり、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 佐貫葉子氏が社外監査役を務める株式会社メディパルホールディングスの完全子会社である株式会社アトルは、独立行政法人国立病院機構本部が行う九州エリア所在の病院が調達する医薬品の入札に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入り検査を受けました。2023年3月24日、公正取引委員会から、独立行政法人国立病院機構本部が行う九州エリア所在の病院が調達する医薬品の入札参加業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った旨の発表がありました。株式会社アトルは、本件に関し、公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用申請を行い、過去の違反行為を自主的に申告するとともに、同委員会による調査に全面的に協力してきたことなどにより、排除措置命令、課徴金納付命令のいずれも受けておりません。

また、2022年3月30日、公正取引委員会から、独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)が発注する医薬品の入札参加業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った旨の発表がありました。本件に関し、株式会社メディパルホールディングスの完全子会社である株式会社メディセオは、2019年11月に公正取引委員会による立入り検査を、2020年10月に東京地方検察庁による搜索及び公正取引委員会による立入り検査を受けましたが、公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用申請を行い、過去の違反行為を自主的に申告するとともに、同委員会による調査に全面的に協力してきたことなどにより、排除措置命令、課徴金納付命令のいずれも受けておりません。

佐貫葉子氏は、株式会社メディパルホールディングスのコンプライアンス委員会のオブザーバーとして、同社グループのコンプライアンスを継続的にモニタリングし、遵法精神に則った企業風土を確立していくうえで有益な意見、適切な助言を行っております。さらに、指名・報酬委員会のオブザーバーとして、コーポレート・ガバナンスの充実のために有益な意見提言を行っており、その職責を十分に果たしております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名のご選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次の通りであります。

候補者 番号	1	かとう 加藤	やす ひさ 康久	1962年12月7日生	新任
-----------	----------	------------------	--------------------	-------------	-----------

所有する当社株式数：普通株式 1,300 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

<p>1985年4月 当社入社</p> <p>2015年4月 生産本部品質統括部長</p> <p>2021年4月 半導体事業本部事業推進本部 品質統括部長</p> <p>2021年6月 執行役員就任</p>	<p>2021年10月 サステナビリティ委員会 ガバナンス部会長</p> <p>2022年4月 社長付 上席参与</p> <p>2022年6月 当社監査役就任(現任)</p>
---	---

取締役候補者とした理由

加藤康久氏は、長年にわたり品質管理部門に従事し経験を重ねるとともに、同部門の責任者を務め、当社製品の品質管理の高度化を牽引してまいりました。こうした品質管理の経験を通じて、当社の製品・生産・市場要求等についての高度な知見を有しております。また、当社サステナビリティ委員会においてガバナンス部会長を務め、当社のESG推進体制において重要な役割を担ってまいりました。

こうした経験と知識は、監査等委員会における監査の実効性確保に寄与することが期待できるため、加藤氏を監査等委員である取締役の候補者といたしました。

候補者
番号

2

みなみ

南

あつし

敦

1958年3月13日生

新任

社外

独立

所有する当社株式数：普通株式　－　株

在任年数：　6年（本総会終結時）
（社外監査役在任年数）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年4月 弁護士登録

山田・川崎・加藤法律事務所 入所

（現 紀尾井坂テーマス総合法律事務所）

2001年10月 南法律特許事務所 パートナー（現任）

2017年6月 当社社外監査役就任（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

南敦氏は、弁護士及び弁理士としての専門的な知識・経験を有しており、監査等委員である社外取締役に就任頂くことで、法律専門家としての客観的な視点で、取締役会における意思決定の妥当性及び適正性の確保において、また、監査等委員会での監査の実効性確保において寄与頂けるものと考えております。

こうしたことから、南氏は、監査等委員である社外取締役としての職責を適切に果たして頂くことが期待されるため、同氏を監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。

候補者
番号

3

もり たに ゆ み こ
森谷 由美子

1955年1月5日生

新任

社外

独立

所有する当社株式数：普通株式 - 株

在任年数： - 年

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	株式会社協和銀行入社	2011年6月	りそなビジネスサービス株式会社 専務取締役就任(2015年3月退任)
2003年10月	株式会社りそな銀行青梅支店長	2015年6月	AGS株式会社社外取締役就任 (2021年6月退任)
2004年10月	同行 茗荷谷支店長		
2007年1月	株式会社りそなホールディングス オペレーション改革部業務サポート室長		
2008年6月	株式会社埼玉りそな銀行常勤監査役就任 (2011年6月退任)		

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

森谷由美子氏は、長年にわたる銀行での勤務経験から、財務・会計に関する高い知見、管理領域及び営業現場に関する経験・知見を有し、同行での常勤監査役としての経験も有しております。また、システム関連の上場企業の社外取締役としての経験もあり、経営に関する豊富な知見を有しております。こうした経験は、客観的な視点で、取締役会における意思決定の妥当性及び適正性の確保において、また、監査等委員会での監査の実効性確保において寄与することが期待できます。更に、森谷氏からは、女性社外取締役として、当社における女性活躍等のダイバーシティの観点で、特に当社サステナビリティ委員会に対する第三者目線からの有益な助言・提言を頂けるものと考えております。

こうしたことから、森谷氏は、監査等委員である社外取締役としての職責を適切に果たして頂けることが期待できるため、同氏を監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 独立役員の届出に関する事項: 現在社外監査役である南敦氏は、独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ており、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認され、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。また、新任の候補者である森谷由美子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、同氏の選任をご承認頂いた場合、新たに独立役員となる予定です。
3. 社外取締役候補者に関する事項: 当社は現在、南敦氏と、社外監査役として、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案通り承認された場合、南敦氏と同様の責任限定契約を締結するとともに、新たに森谷由美子氏との間においても、上記内容の責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。2023年6月に当該保険契約を更新する予定であり、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 本議案をご承認頂けた場合の監査等委員会構成

議案候補者	氏名		現在の当社における地位等
1	加藤 康久 <small>かとう やす ひさ</small>	新任	監査役 (常勤)
2	南 敦 <small>みなみ あつし</small>	新任 社外 独立	社外監査役
3	森谷 由美子 <small>もり たに ゆ み こ</small>	新任 社外 独立	—

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名のご選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次の通りであります。

いの うえ れん
井上 廉 1976年9月7日生

新任	
社外	独立

所有する当社株式数：普通株式 一 株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

2004年10月	弁護士登録 東京八丁堀法律事務所 入所	2019年4月	東京都立墨東病院治験審査委員会 委員(現任)
2014年11月	東京八丁堀法律事務所 パートナー (現任)		
2015年4月	第二東京弁護士会弁護士業務センター 委員		

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

井上廉氏は、主に一般企業法務、会社法及びコーポレートガバナンスの領域において、弁護士としての専門的な知識・経験を有しております。監査等委員である社外取締役に就任した場合、法律専門家としての客観的な立場から、監査の妥当性確保などの職務を適切に遂行して頂けることが期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。

- (注) 1. 井上廉氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 独立役員の届出に関する事項: 井上廉氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認され、かつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、新たに独立役員となる予定です。
3. 補欠の社外取締役候補者に関する事項: 井上廉氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、同氏と、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合の変更後の当社定款第20条第5項の規定に基づき、補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、補欠の監査等委員である取締役に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。
4. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。2023年6月に当該保険契約を更新する予定であり、井上廉氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2019年6月21日開催の第102回定時株主総会において、年額5億円以内（うち社外取締役分は年額2億円以内）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、これを廃止し、経済情勢の変化及び諸般の事情等を考慮いたしました結果、新たに監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額につきましては、従前と同様に、年額5億円以内（うち社外取締役分は年額2億円以内）と決定させていただきたいと存じます。また、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会にご一任いただきたく存じます。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針につきましては、事業報告48頁に記載の通りですが、本議案をご承認頂いた場合、ご承認頂いた内容との整合のため、本総会終結時の取締役会において、同決定方針につきましては、その対象者を「取締役」から「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更する予定であります。本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役の報酬限度額を決定するものであり、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の変更案に従って報酬を支給するために必要かつ相当な内容であると考えております。

現在の取締役は9名（うち社外取締役は3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案通り承認された場合、取締役の員数は10名（うち社外取締役5名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、経済情勢の変化及び諸般の事情等を考慮いたしまして、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額8,000万円以内とすることに決定させていただきたいと存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとさせていただきたいと存じます。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案通り承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第8号議案

取締役に対する業績連動型株式報酬等の額
及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社は、2019年6月21日開催の第102回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご決議いただき（当該決議を、以下、「前回決議」といいます。）今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通りに承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行することから、本制度に係る報酬枠を廃止し、監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。）の報酬枠として改めて設定することとさせていただきたいと存じます。なお、この報酬枠は、現在の本制度に係る報酬枠と同様、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。

当社は2021年3月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めているところ、当該決定方針につき、本議案、第2号議案「定款一部変更の件」及び第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社への移行に伴う所要の変更を行うことを予定しております。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の内容の概要は、事業報告48頁に記載の通りですが、本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬の内容は、前回決議によりご承認いただきました内容と同一となります。また、上記の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の変更案に従って報酬を支給するために必要かつ合理的な内容となっていることから、相当であると考えております。

なお、本議案は、取締役会が設置する社外取締役を委員長とする報酬委員会での審議結果を踏まえた内容となっております。

現在の本制度の対象となる取締役の員数は6名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案通り承認された場合、対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除いた取締役。以下、文脈上別意に解すべき場合を除き「取締役」といいます。）の員数は5名となります。

本議案、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済み。以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として、取締役の退任時です。

①	本制度の対象者（注）	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
②	対象期間	2023年3月末日に終了する事業年度から2027年3月末日に終了する事業年度まで
③	②の対象期間において、①の対象者（注）に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金450百万円
④	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり90,000ポイント
⑥	ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じた数のポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

注：監査等委員会設置会社に移行するまでの期間については、前回決議のとおり、社外取締役を除く取締役を対象としています。

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、前回決議に基づき、本信託の信託期間を約5年間延長するとともに、本制度を運用し本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金を本信託に拠出し得る期間（以下、「対象期間」といいます。）を5事業年度（2023年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度まで）延長したうえで、2022年4月以降、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金を本信託に追加拠出しています。その後、本信託は本信託内の金銭を原資として当社株式を追加取得していますが、本信託内の当社株式数が本制度に基づき取締役に交付するために必要と見込まれる株数に不足し、かつ、本信託内の金銭が、かかる不足分の当社株式を取得するために必要な資金に不足する場合には、当社は、かかる不足分の当社株式の取得資金を本信託にさらに追加拠出することがあります。ただし、当社株式の取得資金として当社が行う信託は、対象期間内において合計金450百万円以内になるように、かかる上限額の範囲内で行うものとします。

(注) 当社が本信託に追加拠出する金額は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、当社と委任契約を締結している執行役員及び一部の当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）に対しても同様の制度を導入しており、同制度に基づき当社と委任契約を締結している執行役員及び一部の当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて本信託に追加拠出することがあります。

なお、対象期間満了の都度、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めてさらに延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下同様。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対

象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金90百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役員及び業績目標の達成度等に応じた数のポイントを付与します。なお、本定時株主総会終結以降に、本定時株主総会終結までの職務執行に対するポイントを前回総会決議の範囲内で付与することがあります。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり90,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

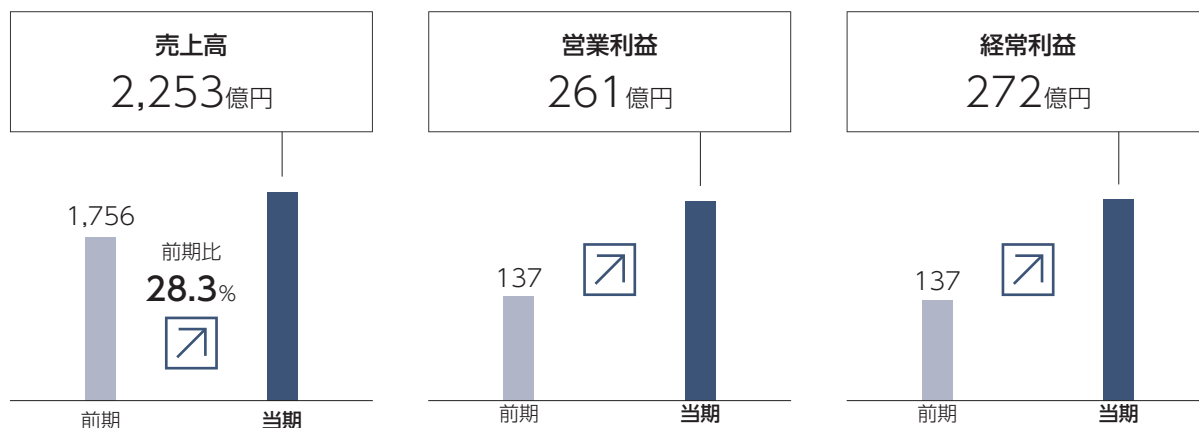
事業報告 2022年4月1日から2023年3月31日まで

1 当社グループの現況に関する事項

1. 財産及び損益の状況の推移

区分	2018年度 (第102期)	2019年度 (第103期)	2020年度 (第104期)	2021年度 (第105期)	2022年度 (第106期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	173,650	160,217	156,795	175,660	225,387
営業利益 (△損失) (百万円)	10,531	4,309	△1,198	13,720	26,156
経常利益 (△損失) (百万円)	9,173	2,674	△3,406	13,700	27,229
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△純損失) (百万円)	3,967	△5,559	△6,952	3,204	9,533
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	163.70	△229.83	△287.96	132.79	394.87
総資産 (百万円)	188,192	194,024	233,673	244,732	301,951
純資産 (百万円)	78,541	71,776	113,250	137,404	173,195

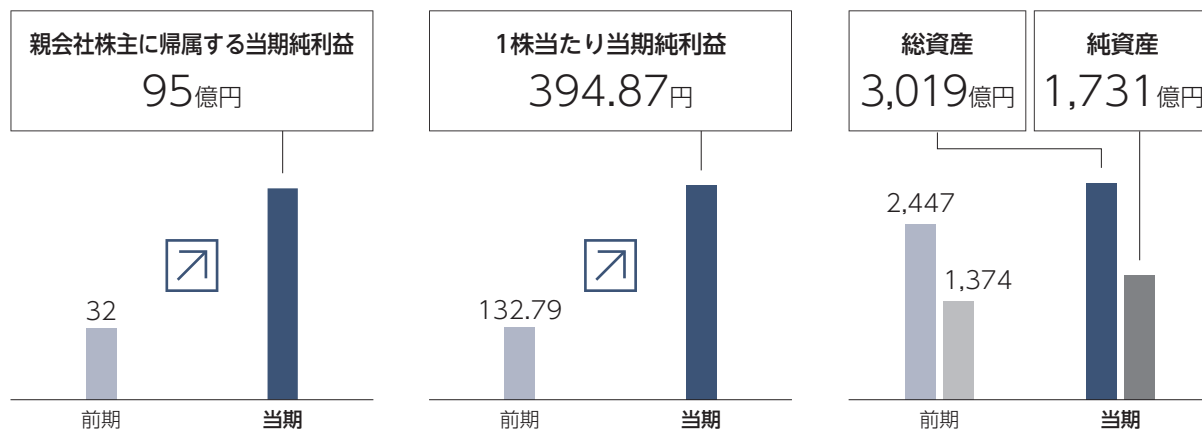
- (注) 1. 1株当たり当期純利益(△純損失)は、自己株式を控除した期中の平均発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2018年10月1日を効力発生日として、普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。第102期の1株当たり当期純利益につきましては、この株式併合が期初に行われたと仮定して算出しております。



2. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経営環境は、世界的なインフレの拡大と為替・金融動向の大幅な変動、中国におけるゼロコロナ政策とその緩和後の感染再拡大、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化の影響などから、消費経済は先行き不透明な状況が継続しました。

こうした環境下、当社グループでは、サンケンコアの収益性改善とアレグロの一段の成長を目標に掲げた2021年中期経営計画（21中計）の二次次として、「構造改革の成果出し」「成長戦略の実現」「E S G経営」「DX推進」「財務戦略の強化」の各重点項目に取り組んでまいりました。最重要課題であるサンケンコアの収益性改善を実現するためのKPIである新製品売上高比率につきまちは、SPPコンセプトを主体とした研究開発に注力するとともに、スマートファクトリー化での生産性向上を狙った生産ライン構築による新製品投入を行い、目標であった15%に達しました。また、米国子会社Polar Semiconductor, LLCに対するPEファンドを引受先とする第三者割当増資の実施を決定いたしました。これにより、安定的なウェーハ調達力の拡大と長期的視点から見た設備投資等の負担軽減につながる「ファブ・ライト戦略」を進め、連結損益の改善と実質的な生産能力の確保の両立を図っております。一方、成長戦略に向けては、将来的に需要の増加を見込むEVトラクションモータ用パワーモジュールの生産能力拡大に向けた検討を進め、新たな生産子会社となる新潟サンケン株式会社の設立を決定いたしました。他方で、E S Gの取組みとしましては、TCFD提言に基づく取り組みや経営に注力し、GHG排出削減目標を具体的に設定したほか、ガバナンスのさらなる強化のため、本年6月23日開催予定の第106回定時株主総会での承認を前提とし、「監査等委員会設置会社」への移行と、社外取締役の過半数選任を同総会に上程することを決定いたしました。DXの取り組みにつきまちは、サイバーセキュリティの強化など、DX基盤の整備を進めてまいりました。



当連結会計年度における市況環境は次の通りです。

自動車市場向け製品は、x E V・電動化、及びA D A Sなど環境対応や安全機能への展開が拡大したことから、好調に推移しました。白物家電市場向け製品は、欧米・中国における市況悪化の影響から、顧客の在庫調整局面が継続しました。産機市場向け製品につきましては、クリーンエネルギーやF A市場向けの需要が大幅に伸長したことから、売上が大幅に増加しました。

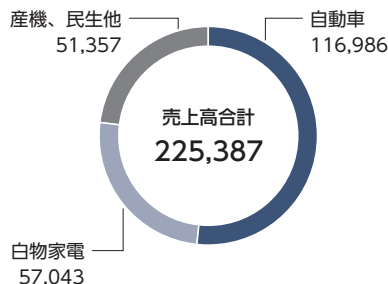
こうした市況環境及び為替による影響から、当連結会計年度の業績につきましては、連結売上高は過去最高となる2,253億87百万円となり、前連結会計年度比497億27百万円（28.3%）の大幅増となりました。損益面につきましても、売上的大幅増に伴い、連結営業利益は261億56百万円と、前連結会計年度比124億36百万円（90.6%）の増、連結経常利益につきましては、272億29百万円と、前連結会計年度比135億28百万円（98.7%）の増、親会社株主に帰属する当期純利益につきましても、95億33百万円と、前連結会計年度比63億28百万円（197.5%）の増となり、それぞれ過去最高値を計上いたしました。

事業内容

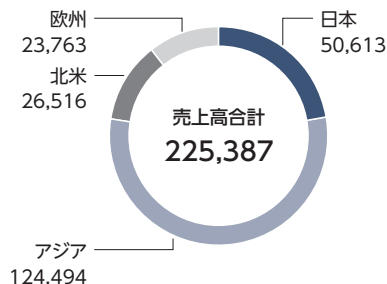
車載I C、I P M / パワーモジュール（モータドライバ）
電源I C、デジタル電源I C
ディスクリート、センサー、L E D

当連結会計年度における市場別、地域別、製品別売上高

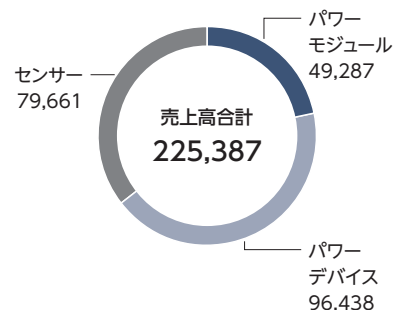
■ 市場別売上高 (百万円)



■ 地域別売上高 (百万円)



■ 製品別売上高 (百万円)



3. 対処すべき課題

今後の世界経済は、中国におけるアフターコロナによる経済回復が期待される一方で、欧米におけるインフレ抑制など金融政策の変化が見込まれるものの、特に米国景気の減速による生産・消費活動への影響が想定され、先行きの見通しは不透明な状況です。

当社グループが想定する中長期的な市場環境においては、xEVやADASなど自動車のパワートレインや安全機能の面で、パラダイムシフトへの動きが想定されます。また、世界の電力量の多くを消費するルームエアコンや業務用空調ではインバータ化、DCモータ化が進み、更には、ヒートポンプ式暖房への急速な転換など、ますます省エネ機能が強化されていきます。これらに使用される高効率・高耐圧・高放熱のパワー半導体は更に重要度を増していくものと思われます。

21中計最終年次である2024年3月期、当社グループでは、サンケンコアの収益性改善とアレグロの一段の成長の総仕上げを図り、これら中長期の市場環境を見据えた成長に向けた戦略投資を進め、次の24中計に繋げていく所存です。成長戦略を実現するためのリソース配分として、21中計期間中に連結全体で400億円を予定していた設備投資については、同期間で増額し、旺盛な需要増にタイムリーに対応できる強靱なサプライチェーンを構築してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

4. 重要な子会社の状況

会社名	資本金 または 出資金	当社の 出資比率	主要な事業内容	事業所 名称	所在地
		%		本社・ 堀松工場	石川県羽咋郡志賀町
石川サンケン株式会社	95 百万円	100.0	半導体の製造	志賀工場	石川県羽咋郡志賀町
				能登工場	石川県鳳珠郡能登町
山形サンケン株式会社	100 百万円	100.0	半導体の製造	本社	山形県東根市
福島サンケン株式会社	50 百万円	100.0	半導体の製造・販売	本社	福島県二本松市
大連三墾電気有限公司	136 百万円	100.0	半導体の製造	本社	中国遼寧省
アレグロ マイクロシステムズ インク	1,917 千米ドル	51.4	半導体の開発・製造・販売	本社	米国ニューハンプシャー州
アレグロ マイクロシステムズ エルエルシー	43 百万米ドル	※51.4	半導体の開発・製造・販売	本社	米国ニューハンプシャー州
ポーラー セミコンダクター エルエルシー	156 百万米ドル	85.4 ※15.4	半導体の製造	本社	米国ミネソタ州
ピーティー サンケン インドネシア	96 百万米ドル	100.0	パワーモジュールの製造・販売	本社	インドネシア西ジャワ州

- (注) 1. ※印は、アレグロ マイクロシステムズ インクを通じての間接保有であります。
 2. 当社は、ポーラー セミコンダクター エルエルシー持分の一部譲渡を2023年1月27日に決定しております。詳細につきましては、同日公表の「連結子会社の異動（第三者割当増資）に関するお知らせ」をご参照下さい。
 3. 当社は、2023年4月7日に新たな生産子会社となる新潟サンケン株式会社の設立を決定し、2023年5月16日に設立を完了しております。
 4. 当事業年度末日において、特定完全子会社に該当する子会社はございません。

5. 主要な事業所

■ 当社

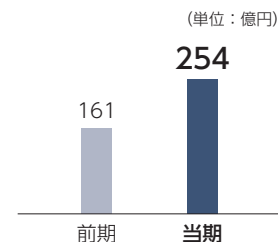
事業所名称	所在地	事業所名称	所在地
本社	埼玉県新座市	東京事務所	東京都豊島区
大阪支店	大阪府大阪市	名古屋営業所	愛知県名古屋市

■ 子会社

「4. 重要な子会社の状況」をご参照下さい。

6. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は、254億33百万円となりました。
主な内容は、半導体デバイス製品の開発及び生産増強等を目的とした投資であります。



7. 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金につきましては、自己資金及び借入金のほか、第14回及び第15回無担保社債の発行により充当しております。

8. 従業員の状況

連結従業員数	前連結会計年度末比増減
8,707名	606名増

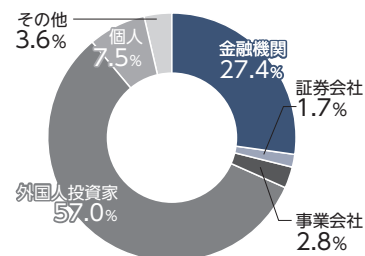
(注) 当社個別従業員数は835名であり、前期末比6名減少しております。

9. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	15,000百万円
株式会社りそな銀行	10,455百万円
株式会社みずほ銀行	7,237百万円
株式会社三菱UFJ銀行	7,233百万円
株式会社三井住友銀行	4,181百万円

2 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 51,400,000株
2. 発行済株式の総数 25,098,060株
(自己株式 872,925株を含む)
3. 株主数 6,109名
4. 大株主



株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
イーシーエム エムエフ	2,722千株	11.23%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,566千株	10.59%
ゴールドマン サックス インターナショナル	1,640千株	6.76%
株式会社埼玉りそな銀行	1,202千株	4.96%
UBS SECURITIES LLC-HFS CUSTOMER SEGREGATED ACCOUNT	985千株	4.06%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	921千株	3.80%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	920千株	3.79%
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140044	676千株	2.79%
新生信託銀行株式会社ECM MF信託口8299005	650千株	2.68%
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT	548千株	2.26%

- (注) 1. 当社は自己株式を872,925株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
 2. 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式の内、82,700株 (役員向け及び従業員向け株式交付信託分) は含めておりません。
 3. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

取締役 (社外取締役を除く) 退任者3名に対し、当事業年度中に職務執行の対価として、当社普通株式11,100株を交付いたしました。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 橋 広	
取 締 役	中 道 秀 機	常務執行役員 マーケティング本部長 兼設計品質監査室長
取 締 役	吉 田 智	上級執行役員 パワーモジュール・デバイス本部長
取 締 役	李 明 濬	上級執行役員 マーケティング本部副本部長兼知的財産部長
取 締 役	川 嶋 勝 巳	上級執行役員 コーポレートデザイン本部長
取 締 役	宇 津 野 瑞 木	上級執行役員 事業推進本部長兼推進管理統括部長
取締役 <small>社外取締役 独立役員</small>	藤 田 則 春	公認会計士 藤田則春公認会計士事務所 代表
取締役 <small>社外取締役 独立役員</small>	山 田 隆 基	タイ スペシャル ガス カンパニー リミテッド副社長
取締役 <small>社外取締役 独立役員</small>	佐 貫 葉 子	NS 綜合法律事務所 所長 株式会社メディパルホールディングス社外監査役
常任監査役(常勤)	鈴 木 昇	
監 査 役(常勤)	加 藤 康 久	
監査役 <small>社外監査役 独立役員</small>	南 敦	弁護士 南法律特許事務所 パートナー
監査役 <small>社外監査役 独立役員</small>	平 野 秀 樹	

- (注) 1. 2023年3月31日時点の状況を記載しております。
2. 2022年6月24日開催の第105回定時株主総会において、新たに李 明濬、川嶋勝巳、宇津野瑞木及び佐貫葉子の各氏が取締役、加藤康久氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
3. 取締役 藤田則春、山田隆基及び佐貫葉子の各氏は社外取締役であり、監査役 南 敦及び平野秀樹の両氏は社外監査役であります。当社は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として社外役員全員を指定し、株式会社東京証券取引所に届け出ております。
4. 取締役 藤田則春氏は、日本及び米国における公認会計士資格を有しております。また、監査役 鈴木 昇氏は、長年子会社の監査役として会計監査を実施しており、監査役 平野秀樹氏は、長年の金融機関での勤務経験を有しております。これらのことから、各氏はそれぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 和田 節、鈴木善博、鈴木和則及びリチャード R. ルーリーの各氏は、2022年6月24日開催の第105回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 太田 明氏は、2022年6月24日開催の第105回定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。
7. 2023年3月31日時点における執行役員（取締役兼任者を除く）の状況は次の通りであります。

地 位	氏 名	主な担当等
上級執行役員	赤 石 和 夫	マーケティング本部副本部長 兼 ものづくり開発センター長
上級執行役員	原 田 裕 介	マーケティング本部副本部長 兼 素子量産統括部長
執 行 役 員	岩 田 誠	パワーモジュール・デバイス本部付 石川サンケン株式会社 代表取締役社長
執 行 役 員	野 口 敏 雄	パワーモジュール・デバイス本部副本部長
執 行 役 員	幡 野 耕治郎	コーポレートデザイン本部米国事業推進室長 兼 出向 ポーラー セミコンダクター エルエルシー
執 行 役 員	丸 尾 博 一	コーポレートデザイン本部経営企画室長
執 行 役 員	福 田 光 伸	マーケティング本部パワーモジュール開発統括部長

2. 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、当社及び一部子会社における取締役、監査役及び執行役員等を被保険者とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

4. 取締役及び監査役の報酬等

■ 役員報酬制度の基本的な考え方

当社は、役員報酬制度（業務執行役員を対象とする報酬制度）をコーポレートガバナンスにおける重要事項と認識し、以下を基本的な考え方としております。

- 優秀な人材の確保に資すること
- 役位ごとの役割の大きさや責任の範囲に相応しいものであること
- 当社の企業価値向上と持続的成長に向けた動機付けとなること
- 報酬決定の手続きに透明性と客観性が担保されていること

■ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		
		基本報酬	短期 インセンティブ	長期 インセンティブ (株式報酬)
取締役（13名）	261	178	65	18
うち社外取締役（4名）	40	40	—	—
監査役（5名）	60	60	—	—
うち社外監査役（2名）	16	16	—	—

- (注) 1. 取締役の基本報酬と短期インセンティブの合計額は、第102回定時株主総会（2019年6月21日開催）の決議による報酬限度額である年額5億円以内（うち社外取締役は2億円以内）です。また、監査役の報酬額は同総会決議による報酬限度額である年額80百万円以内です。
2. 上記の短期インセンティブは、(注)1に記載の株主総会決議に基づき、取締役会決議により支払う予定の当事業年度に係る短期インセンティブの額及び前事業年度に係る短期インセンティブのうち、前事業年度の事業報告作成時点における支払予定額と実際に支払われた額との差額（3百万円）の合計額です。
3. 長期インセンティブ（株式報酬）は、当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 取締役の支給人数及び報酬等の額には、2022年6月24日開催の第105回定時株主総会最終時に退任した取締役4名分（うち1名は社外取締役）を含んでおり、監査役の支給人数及び報酬等の額には、同総会最終時に退任した監査役1名分を含んでおります。
5. 上記の他、当事業年度に社外役員が当社連結子会社から受けた役員としての報酬額は6百万円であります。

■ 役員報酬制度の概要

当社は、上記の基本的な考え方にに基づき、また、社外取締役が委員の過半数を占める報酬委員会での審議結果を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針（以下「報酬決定方針」といいます。）を取締役会において決定しており、その概要は以下の通りであります。

- 当社の取締役報酬は、役位・役割に応じて決定され、月毎に支給される基本報酬と、業績の達成度によって変動する業績連動報酬により構成されます。さらに、業績連動報酬は、短期業績に基づき変動し、事業年度毎に支給される短期インセンティブ、及び中長期の業績に基づき変動し、原則退任時に当社株式が交付される長期インセンティブとしての株式報酬（株式交付信託型）に展開される仕組みとします。
- 取締役の報酬水準の設定については、各役位に対して総報酬の基準額を定めており、市場競争力を担保するため、国内の大手企業が参加する報酬調査結果をベンチマークとし、毎年、基準額の水準の妥当性を検証することとします。また、業績連動報酬における業績指標及び比率については、上記の基本的な考え方及び報酬委員会での審議結果に基づき設定することとし、当事業年度における業績連動報酬の比率は、業績目標達成時に概ね40%となるよう設計しております。
- 社外取締役に対する報酬は、その職務の性格から業績との連動を排除し基本報酬のみとし、また、監査役に対する報酬につきましても、監査という業務の性格から業績との連動を排除し、基本報酬のみを監査役の協議により支給することとしております。

固定部分	変動部分	
基本報酬 60%	業績連動報酬 40%	
	短期インセンティブ 27%	長期インセンティブ (株式報酬) 13%

- 短期インセンティブについては、単年度の業績目標への達成意欲をさらに高めることを目的として、単年度の業績指標に応じて、原則として標準支給額に対し0～150%の範囲で変動します。業績連動指標は、報酬委員会における審議を通じ、重要な業績目標である「連結営業利益」等を設定しているほか、個人別に期待する役割に応じて個別の指標も設定しております。なお、当事業年度の短期インセンティブに対する主な業績指標の結果は以下の通りです。

	目標値	実績値	達成率
連結営業利益	210億円	299億円	143%

(注) 指標の連結営業利益につきましては、一時的費用を除いたNon-GAAP値を用いております。

- 長期インセンティブについては、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主の皆様と利害共有を図るとともに、中期経営計画（以下「中計」といいます。）における業績目標及び構造改革の達成等に向けた意欲を高めることを目的として、株式報酬制度を導入しております。役員及び中計期間での業績指標に応じ、原則として標準支給額に対し0～150%の範囲で変動します。業績連動指標は、報酬委員会での審議を通じ、中長期的な事業の収益力向上を重視し、「連結営業利益」及び「連結ROE」を設定しております。また、適切な株主還元を含めた株主価値向上へのコミットメントを示すことを目的に「相対TSR」（電気機器TOPIXとの相対評価）を業績連動指標に設定しております。これに加え、2023年4月1日以降は、ESG経営強化を目的に「ESG項目」を追加設定しております。

長期インセンティブにおける主な評価項目につきまして、2020年度設定の目標値と当期の実績値は以下の通りであります。

	目標値	実績値	達成率
連結営業利益	168億円	299億円	178%
連結ROE	9.0%	9.3%	103%
相対TSR	電気機器TOPIXとの相対評価	275	274%

(注) 1. 指標の連結営業利益につきましては、一時的費用を除いたNon-GAAP値を用いております。

2. 相対TSRの対象期間は、連続する3事業年度（2020年4月1日から2023年3月末日）であります。

■ 役員報酬の株主総会決議に関する事項

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する報酬は、「基本報酬」及び「賞与」により構成されておりましたが、2019年6月21日開催の第102回定時株主総会において役員報酬制度を改定しております。

金銭報酬については、取締役の報酬総額として、1事業年度当たり年額5億円以内（うち社外取締役2億円以内）の報酬枠を設け、また、監査役の報酬総額として、1事業年度当たり80百万円以内の報酬枠を設けております。

上記の金銭報酬とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）を対象とする長期インセンティブとして、同株主総会において業績連動型株式報酬制度を導入し、1事業年度当たり90百万円以内の株式報酬枠を設けております。当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度当たり90,000ポイントが上限となります（1ポイントは当社株式1株に相当）。なお、同株主総会終結時点における取締役の人数は9名（うち社外取締役は3名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）でした。

1 事業年度当たりの上限報酬枠

	取締役		監査役
	うち社外取締役		
金銭報酬	500百万円以内		80百万円以内
	200百万円以内		
株式報酬 (信託に拠出する信託金の上限金額)	90百万円以内	(対象外)	
株式報酬 (取締役等に付与されるポイント数の上限)	90,000ポイント以内		

■ 報酬委員会の活動内容

上記の基本的な考え方に基づき、取締役会の意思決定に関わるプロセスの透明性確保と、コーポレートガバナンスの充実を目的に、取締役会の任意の諮問機関として、報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、社外取締役が委員長を務め、また、委員の過半数を社外取締役としており、当事業年度は4回開催いたしました。

報酬委員会では、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とし、取締役及び執行役員報酬制度の在り方、個人別の報酬等を審議の上、その協議結果について取締役会に答申することとしております。

当事業年度における主な審議内容は、業績連動報酬に係るレビュー、指標の見直しに関する審議、企業価値向上に向けた役員報酬における課題や検討項目の意見交換を行い、役員報酬額について取締役会への答申内容を決定いたしました。

■ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、他社の状況等を参考に設定された役職ごとの基準額や実績・会社への貢献度などを踏まえ、社外取締役が委員長を務め、かつ過半数を構成する任意の報酬委員会における審議を経た後に、同委員会からの答申内容を最大限尊重した上で、取締役会決議を以て、取締役会から委任を受けた取締役会長（取締役会長不在の場合は取締役社長）が決定することとしております。

この方針に基づき、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額の決定については、取締役会での審議により、報酬委員会からの答申結果の通りとし、定時株主総会後の新経営体制における機動的な報酬額決定を可能とするため、取締役会から代表取締役社長である高橋広に委任しております。

■ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、基本報酬については役位・役割に応じた支給基準に従っており、業績連動報酬については設定された指標の達成度に基づき決定されております。これらにつきましては、社外取締役が委員長を務め、かつ過半数を構成する任意の報酬委員会での審議を経ていることから、上記の報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

5. 社外役員に関する事項

■ 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先は以下の通りであります。各兼職先と当社との間には、いずれも開示すべき関係はございません。

氏名	重要な兼職先
社外取締役 藤田 則 春	藤田則春公認会計士事務所 代表
社外取締役 山田 隆 基	タイ スペシャル ガス カンパニー リミテッド副社長
社外取締役 佐 貫 葉 子	NS 総合法律事務所 所長、メディパルホールディングス株式会社社外監査役
社外監査役 南 敦	南法律特許事務所 パートナー

■ 主な活動状況

氏名	主な活動状況
社外取締役 藤田 則 春	藤田則春氏は、当事業年度に開催された取締役会9回のすべてに出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する高度な知見と、豊富な国際経験に基づく発言を行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員長として、両委員会の運営に貢献しております。
社外取締役 山田 隆 基	山田隆基氏は、当事業年度に開催された取締役会9回のすべてに出席し、主に半導体メーカーにおける企業経営の経験及び豊富な海外ビジネス経験に基づく発言を行っております。
社外取締役 佐 貫 葉 子	佐貫葉子氏は、2022年6月24日開催の第105回定時株主総会において新たに取締役に選任され、以降、当事業年度中に開催された取締役会7回のうち6回（85.7%）に出席し、主に法律専門家としての専門的見地と豊富な知識・経験に基づく発言を行っております。
社外監査役 南 敦	南 敦氏は、当事業年度に開催された取締役会9回のすべてに出席し、主に法律専門家としての専門的見地と豊富な知識・経験に基づく発言を行っております。また、監査役会につきましても、当事業年度に開催された15回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役 平野 秀 樹	平野秀樹氏は、当事業年度に開催された取締役会9回のすべてに出席し、これまでの企業経営者としての豊富な知識と経験から発言を行っております。また、監査役会につきましては、当事業年度に開催された15回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

■ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

藤田則春氏

- ・日本及び米国における公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する高度な知見を有しております。また、米国の監査法人においてパートナーを務められるなど、豊富な国際経験も有しており、グローバル経営推進の観点で有益な助言・提言を頂いております。なお、藤田氏は当社の会計監査人である監査法人に属してはいたが、当社の会計監査に直接的に関与することはなく、海外進出企業向けのコンサル業務を主体とするJBSグローバル統括責任者に就いており、また、同監査法人を退職してから既に約10年が経過しておりますので、独立した立場を確保しつつ、客観的な視点で当社経営を監視頂いております。また、藤田氏は、「指名委員会」及び「報酬委員会」の委員長に就任頂いており、当社のコーポレートガバナンスの透明性確保と適切性向上に貢献頂いております。更には、取締役会以外の場で定期的開催され、重要テーマについての審議を行う役員ディスカッションでの議論などを通じて、グループ成長戦略推進における妥当性と適切性の確保においても貢献頂いております。

山田隆基氏

- ・半導体メーカーにおいて長年の勤務経験・経営経験を有しており、半導体業界及び事業内容に通じております。これまでの海外ビジネス経験を活かして異業種メーカーにおいて大型プロジェクトを主導した経験を有し、現在も海外企業において新規ビジネス開拓等に活躍されるなど、多様な経験と豊富なネットワークを有しております。こうした経験・知見から、当社グループが半導体メーカーとして事業を推進して行く中で、有益な助言・提言を頂いております。また、山田氏は、「指名委員会」及び「報酬委員会」の委員に就任頂いており、当社のコーポレートガバナンスの透明性確保と適切性向上に貢献頂いております。更には、取締役会以外の場で定期的開催され、重要テーマについての審議を行う役員ディスカッションでの議論などを通じて、グループ成長戦略推進における妥当性と適切性の確保においても貢献頂いております。

佐貫葉子氏

- ・法律専門家としての知識や経験を豊富に有しており、これまで複数の上場企業において社外役員を歴任され、その中で監査委員会の委員長にも就任されておりました。2020年より日本女性法律家協会の会長を務められ、女性活躍において社会に貢献されております。これらの経験・知見から、特に法務リスクやコンプライアンスの領域において、また、当社における女性活躍等のダイバーシティの観点で、有益な助言・提言を頂いております。また、佐貫氏には、独立した立場から弁護士としての客観的な視点で経営を監視頂いており、当社取締役会の監督機能強化にも貢献頂いております。佐貫氏は、「指名委員会」及び「報酬委員会」における委員に就任頂いており、当社のコーポレートガバナンスの透明性の確保と適切性の向上に貢献頂いております。更には、取締役会以外の場で定期的開催され、重要テーマについての審議を行う役員ディスカッションでの議論などを通じて、グループ成長戦略推進における妥当性と適切性の確保においても貢献頂いております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	78 百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	79 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 一部子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3. 当社は会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外に第14回社債（グリーンボンド）発行に係るコンフォートレターの作成を委託し、その対価を支払っております。
4. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項に定める同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次の通りであります。

- 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、重要な業務執行について審議するとともに、取締役の職務の執行を監督し、適法性の確認を行う。
 - 2) 「経営理念」、「行動指針」、「サンケンコンダクトガイドライン」を制定し実施するとともに、代表取締役によるコンプライアンス精神及びその重要性の役職員への徹底並びに継続的な教育研修の実施等を通じ、法令及び定款の遵守徹底を図る。
 - 3) 内部監査部門は、当社及びグループ各社の業務執行を監査するとともに、内部通報制度の運用を通じてコンプライアンス体制の実効性を確保する。
 - 4) 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度（以下「J-SOX」といいます。）に適切に対応するため、内部監査部門にJ-SOX担当を置き、全社的な見直しと改善を継続的に行うことで、財務情報の信頼性を確保する。
 - 5) 反社会的勢力とは一切関係を持たず、平素から警察や弁護士などの外部機関との信頼関係・連携体制の構築に努め、不当要求に対しては毅然とした態度で臨み、断固拒絶する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の重要な会議記録並びに決裁結果等の業務執行に関する記録は、法令及び社内規程の定めに基づき適切に保存及び管理する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 重要な投資あるいは新規事業等に伴うリスクについては、取締役会、経営会議その他の重要な会議において多面的な検討を行い、慎重に決定する。
 - 2) 内部監査部門は、内部監査を通じて当社及びグループ各社における業務リスクの把握・分析を行い、危機管理委員会はグループ全体での統一的・横断的なリスク管理を行う。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会において中期経営計画及び年次予算の策定を行い、業績の進捗に関する報告に基づき業務執行の状況を確認するほか、経営会議において月次の業績管理を行う。
 - 2) 経営会議は、取締役会に付議すべき議案及び代表取締役が執行にあたる会社業務のうち、基本的かつ重要な事項について審議を行うとともに、執行役員制度の活用により迅速かつ機動的な業務執行を行う。
 - 3) 「組織・権限基本規程」、「業務分掌規程」等を整備し、各部門の責任と権限を明確化するとともに、組織間の適切な役割分担と連携に努めることで、効率的な意思決定・業務執行を行う。
- 当社及びグループ各社における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社は必要に応じ、グループ各社に当社の役職員を取締役として派遣し、当社グループ経営方針の徹底、重要な業務執行の決定並びに効率的な経営の推進に当たる。
 - 2) 「関係会社管理規程」、「マネジメントガイドライン」により、当社及びグループ各社間における職務範囲、権限と責任、当社に報告すべき事項等を明確にする。
 - 3) グループ各社ごとに当社の担当組織を定め、密接な情報交換のもと、各社の経営指導及び業績管理を行う。
- 監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
 - 1) 監査役会事務局等の事務については、法務部門のスタッフがこれを補助する。
 - 2) 監査役から求めがあった場合、取締役と監査役の協議により、監査役の職務を補助する専任スタッフの設置並びにその人事を決定する。
 - 3) 当該専任スタッフは、各監査役の指示に従うこととし、取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保

する。

■ 監査役への報告に関する体制

- 1) 常任監査役は、経営会議に出席するほか主要な文書を閲覧・受領することで、当社及びグループ各社の業務に関する情報を取得し、その内容を監査役会に報告する。
- 2) 取締役、内部監査部門及び会計監査人は、それぞれ監査役と定期的に会合をもち、当社及びグループ各社の経営状況あるいは監査結果を報告する。
- 3) 役職員は、当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生した場合、もしくは業務執行に関する不正行為を発見した場合、監査役にその内容を報告する。
- 4) 内部監査部門は、内部監査の結果及び内部通報制度の運用状況と通報内容を監査役に報告する。
- 5) 内部通報制度に係る規程を整備し、通報者が通報したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。

■ 監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針

監査役がその職務を執行する上で生じる費用について、監査役から前払いまたは償還等の請求があったときは、当該費用が必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

■ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は監査の基準、計画及び方針を定め、各監査役は自己の専門性、経験を踏まえうやむやで適切に監査を行い、効率的で実効性の高い監査体制を構築する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

■ コンプライアンスに対する取組みの状況

内部監査部門がテーマを定め当社の内部監査を実施しており、グループ企業につきましても、定期的に管理体制全般についての内部監査を実施しております。これら内部監査の計画・進捗・結果について、定期的に監査役に報告しております。金融商品取引法に基づく内部統制報告制度（以下「J-SOX」といいます。）につきましても、内部監査部門内のJ-SOX担当が、全社的な見直しと改善を継続的に行い、財務情報の信頼性確保に努めております。また、当社のコンプライアンスの基本マニュアルである「サンケンコンダクトガイドライン」の内容について、定期的に教育研修を実施しコンプライアンス意識の浸透を図っております。また、内部通報制度を整備・運用しており、その運用状況と通報内容について、社長及び監査役に報告しております。

反社会的勢力への対応につきましても、役員及び従業員が常に注意を払うとともに、警察等の外部専門機関や関連団体との情報交換を実施し、継続的に協力体制を整備しております。

■ 損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスクに関する統括組織として危機管理委員会を設置しており、当事業年度は2回開催し、リスクの把握・分析・対応に努めてまいりました。当委員会での具体的な実施内容として、事業所所在地で発生した地震等の自然災害による影響分析・対応検討や、新型コロナウイルス感染状況に応じた対策の緩和措置の検討・実施、海外事業所の現地事情調査と対応基本計画の検討、サイバー攻撃を想定した訓練等を実施してまいりました。

内部監査及び内部通報制度につきましても、その運用を通じ、当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実の発生を把握した場合、もしくは業務執行に関する不正行為を発見した場合には、都度、監査役にその内容を報告するほか、個別に勧告・是正を行っております。

■ 職務執行の適正性及び効率性の確保に対する取組みの状況

当事業年度、取締役会は9回開催され、各議案についての審議、業務執行状況等の監督を行い、社外役員から忌憚の無い意見を頂くなど、活発な意見交換を行っております。また、グループ成長戦略の推進に向け、取締役会以外の場で重要テーマについての審議を行う役員ディスカッションを定期的に開催しているほか、重要な取締役会議案について社外役員に事前説明するためのミーティングや、社外役員のためのミーティングを実施しております。コーポレートガバナンス・コードに基づき毎年実施している取締役会実効性評価では、アンケート及び社外役員へのインタビュー結果について取締役会で審議を行い、当社の取締役会の実効性は前年比で改善しているとの結果となりました。

- 当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況
グループ各社に当社の役職員を派遣し、当社グループ経営方針の徹底、重要な業務執行の決定並びに効率的な経営を推進しております。また、グループ各社と当社担当部門との間で事前に協議すべき事項等を規定し運用しております。
- 監査役監査の実効性確保に関する取組みの状況
当事業年度、監査役会は15回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、監査役は、代表取締役社長及び内部監査部門並びに会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備・運用状況などについて意見交換を行っております。

6 会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思により決定されるべきであり、当社株式に対する大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご意思によるべきものと考えます。

しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては、独自のウエーハプロセスやパッケージングプロセスなどの半導体デバイスの製造技術、また、回路設計やモジュール化技術を駆使した製品開発など、幅広いノウハウと豊富な経験が必要になります。更に、お客様・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらへの理解が無い場合、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできず、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく損なわれる可能性があります。

また、大規模な買付行為の中には、高値で株式を会社関係者に引き取らせる行為など、株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合もあります。この様な場合、当社は当該大規模買付行為の是非に関し、株主の皆様にご判断頂くため、大規模買付行為を行おうとする者に対し、必要な情報の提供を求めるとともに、適切な情報開示や株主の皆様が検討に必要とする時間確保にも努め、また、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講ずるべきと考えております（以下「基本方針」といいます。）。

2. 基本方針実現のための企業価値向上に向けた取組み

当社では、経営理念に則り、半導体をコアビジネスに技術力と創造力の革新に努め、独自技術によるグローバルな事業展開を進めるとともに、企業に対する社会的要請や環境調和への着実な対応を通じて、企業価値を最大限に高めるべく、確固たる経営基盤の確保に邁進しております。更に、中長期的な会社の経営戦略として、3ヶ年にわたる中期経営計画を策定しており、その実現に向け、グループを挙げて取組んでおります。

また、当社では、独立系パワー半導体メーカーというポジションと、それを最大限活用する経営方針・経営計画へのご理解を深めて頂くため、各ステークホルダーとの対話を緊密化させ、企業価値への適正な評価が得られるように努めております。

コーポレートガバナンス体制の強化としては、独立社外取締役の選任により取締役会の監督機能を強化するとともに、執行役員制度を通じ機動的な業務執行体制の構築、マネジメント機能の強化を推進しております。加えて、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の実現と、事業年度における取締役の経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年としております。

当社取締役会は、これら取組みが、当社の企業価値を向上させるとともに、当社株主共同の利益を著しく損なう様な大規模買付行為の可能性を低減させると考えております。従って、これら取組みは基本方針に沿ったものであり、当社株主共同の利益に資するものであると考えております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

単位：百万円

科目	当期	前期 (ご参考)	科目	当期	前期 (ご参考)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	179,069	148,729	流動負債	83,496	52,477
現金及び預金	65,435	58,959	支払手形及び買掛金	20,160	17,916
受取手形及び売掛金	40,027	35,617	短期借入金	12,579	10,681
商品及び製品	17,046	14,153	一年内長期借入金	18,354	626
仕掛品	32,480	21,392	コマーシャル・ペーパー	10,000	6,000
原材料及び貯蔵品	9,748	6,471	リース債務	771	478
その他	14,343	12,154	未払費用	17,652	13,215
貸倒引当金	△13	△18	未払法人税等	1,346	625
固定資産	122,881	96,002	業績連動報酬引当金	166	224
有形固定資産	88,532	74,587	事業構造改革引当金	—	366
建物及び構築物	27,258	26,869	その他	2,464	2,342
機械装置及び運搬具	39,083	32,656	固定負債	45,259	54,850
工具、器具及び備品	1,379	1,238	社債	12,000	5,000
土地	5,426	5,243	長期借入金	26,372	43,015
リース資産	2,674	1,994	リース債務	2,012	1,581
建設仮勘定	12,710	6,584	繰延税金負債	1,753	1,479
無形固定資産	11,242	8,146	株式報酬引当金	99	76
ソフトウェア	1,227	1,678	役員退職慰労引当金	5	25
のれん	2,909	1,954	退職給付に係る負債	2,177	2,405
その他	7,105	4,513	その他	838	1,267
投資その他の資産	23,106	13,268	負債合計	128,755	107,327
投資有価証券	5,603	2,484	(純資産の部)		
繰延税金資産	7,354	2,781	株主資本	100,261	88,624
退職給付に係る資産	2,126	2,070	資本金	20,896	20,896
その他	8,100	6,013	資本剰余金	65,599	62,701
貸倒引当金	△78	△80	利益剰余金	18,052	9,248
資産合計	301,951	244,732	自己株式	△4,287	△4,222
			その他の包括利益累計額	10,832	6,349
			その他有価証券評価差額金	203	101
			為替換算調整勘定	12,131	7,570
			退職給付に係る調整累計額	△1,503	△1,322
			非支配株主持分	62,101	42,430
			純資産合計	173,195	137,404
			負債純資産合計	301,951	244,732

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	当 期	前期 (ご参考)
売上高	225,387	175,660
売上原価	141,706	120,475
売上総利益	83,681	55,184
販売費及び一般管理費	57,524	41,464
営業利益	26,156	13,720
営業外収益	2,905	1,459
受取利息	293	87
受取配当金	30	28
為替差益	324	387
投資有価証券評価益	1,027	354
雑収入	1,230	600
営業外費用	1,833	1,479
支払利息	990	565
製品補償費	46	221
雑損失	795	692
経常利益	27,229	13,700
特別利益	—	1,628
固定資産売却益	—	1,626
投資有価証券売却益	—	2
特別損失	978	2,053
固定資産処分損	85	26
環境対策費	—	51
投資有価証券評価損	—	4
減損損失	—	6
事業構造改革費用	—	1,938
事業構造改革引当金繰入額	—	26
特別退職金	458	—
棚卸資産評価損	264	—
和解金	170	—
税金等調整前当期純利益	26,250	13,275
法人税、住民税及び事業税	9,186	2,136
法人税等調整額	△5,110	907
過年度法人税等	—	123
当期純利益	22,173	10,107
非支配株主に帰属する当期純利益	12,640	6,903
親会社株主に帰属する当期純利益	9,533	3,204

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

単位：百万円

科目	当期	前期 (ご参考)	科目	当期	前期 (ご参考)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	88,147	87,931	流動負債	52,184	34,987
現金及び預金	10,366	19,146	支払手形	267	464
受取手形	2	2	電子記録債務	3,505	4,206
電子記録債権	2,155	2,453	買掛金	7,676	9,660
売掛金	23,044	21,924	短期借入金	10,375	9,886
商品及び製品	10,992	11,739	一年内長期借入金	16,000	—
仕掛品	442	280	コマーシャル・ペーパー	10,000	6,000
原材料及び貯蔵品	2,149	1,746	未払金	957	970
前払費用	445	426	未払費用	1,875	1,823
短期貸付金	10,248	12,851	未払法人税等	72	146
未収入金	27,544	19,925	前受金	42	55
その他	966	603	預り金	49	44
貸倒引当金	△210	△3,169	業績連動報酬引当金	132	177
固定資産	39,793	38,149	関係会社事業損失引当金	—	370
有形固定資産	7,359	7,266	その他	1,227	1,182
建物	5,706	5,873	固定負債	33,246	44,028
構築物	175	181	社債	12,000	5,000
機械装置	455	192	長期借入金	20,000	38,000
工具器具備品	442	412	繰延税金負債	837	620
土地	552	553	株式報酬引当金	70	58
建設仮勘定	26	51	その他	338	349
その他	0	0	負債合計	85,430	79,016
無形固定資産	1,016	1,457	(純資産の部)		
ソフトウェア	1,016	1,457	株主資本	42,308	46,963
その他	0	0	資本金	20,896	20,896
投資その他の資産	31,417	29,424	資本剰余金	10,207	10,207
投資有価証券	2,933	965	資本準備金	5,225	5,225
関係会社株式	8,842	8,741	その他資本剰余金	4,982	4,982
その他の関係会社有価証券	4,656	4,656	利益剰余金	15,491	20,081
長期貸付金	13,197	12,743	その他利益剰余金	15,491	20,081
前払年金費用	3,438	2,972	固定資産圧縮積立金	27	29
その他	441	442	繰越利益剰余金	15,463	20,051
貸倒引当金	△2,092	△1,097	自己株式	△4,287	△4,222
資産合計	127,941	126,080	評価・換算差額等	202	101
			その他有価証券評価差額金	202	101
			純資産合計	42,510	47,064
			負債純資産合計	127,941	126,080

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
売上高	107,490	98,620
売上原価	102,341	93,499
売上総利益	5,149	5,121
販売費及び一般管理費	7,844	7,494
営業損失 (△)	△2,695	△2,372
営業外収益	1,769	1,410
受取利息	448	172
受取配当金	1,037	779
為替差益	7	156
雑収入	274	301
営業外費用	2,240	1,574
支払利息	573	373
製品補償費	46	221
関係会社貸倒引当金繰入額	1,204	143
関係会社事業損失引当金繰入額	—	435
雑損失	415	400
経常損失 (△)	△3,167	△2,537
特別利益	663	538
固定資産売却益	—	5
投資有価証券売却益	—	2
関係会社清算益	—	530
受取補償金	663	—
特別損失	1,058	877
固定資産処分損	2	0
棚卸資産評価損	611	—
減損損失	154	427
事業構造改革費用	—	399
関係会社整理損	41	—
和解金	170	—
特別退職金	77	—
環境対策費	—	51
税引前当期純損失 (△)	△3,561	△2,876
法人税、住民税及び事業税	129	53
法人税等調整額	172	79
過年度法人税等	—	123
当期純損失 (△)	△3,863	△3,133

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

サンケン電気株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村 修
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 狭間 智博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンケン電気株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンケン電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

サンケン電気株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村 修
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 狭間 智博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンケン電気株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン形式も活用しながら、取締役、内部監査部門であるCSR室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

サンケン電気株式会社 監査役会

常任監査役（常勤） 鈴木 昇 ㊟

監査役（常勤） 加藤 康久 ㊟

社外監査役 南 敦 ㊟

社外監査役 平野 秀樹 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

開催日時

2023年6月23日（金）午前10時

会場

埼玉県新座市北野三丁目6番3号
当社本社
電話番号 (048) 472-1111 (代)



スマートフォンやタブレット端末から右記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。



交通機関

東武東上線「志木駅」南口 下車 徒歩15分



SANKEN ELECTRIC CO., LTD.

サンケン電気株式会社



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



第106回 定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

第106期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

サンケン電気株式会社

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	20,896	62,701	9,248	△4,222	88,624	101	7,570	△1,322	6,349	42,430	137,404
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当			△729		△729				－		△729
親会社株主に帰属 する当期純利益			9,533		9,533				－		9,533
自己株式の取得				△108	△108				－		△108
自己株式の処分				43	43				－		43
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△341			△341				－		△341
株式報酬取引		3,239			3,239				－		3,239
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					－	102	4,561	△180	4,482	19,671	24,153
当 期 変 動 額 合 計	－	2,898	8,804	△65	11,636	102	4,561	△180	4,482	19,671	35,790
当 期 末 残 高	20,896	65,599	18,052	△4,287	100,261	203	12,131	△1,503	10,832	62,101	173,195

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 31社

(2) 主要な連結子会社の名称

石川サンケン(株)、山形サンケン(株)、福島サンケン(株)、アレグロ マイクロシステムズ インク (在外)、アレグロ マイクロシステムズ エルエルシー (在外)、ポーラー セミコンダクター エルエルシー (在外)、ピーティー サンケン インドネシア (在外)、サンケン エレクトリック ホンコン カンパニー リミテッド (在外)、サンケン エレクトリック コリア(株) (在外)、台湾三墾電気股份有限公司 (在外)、大連三墾電気有限公司 (在外) 等。

なお、鹿島サンケン(株)は清算終了により当連結会計年度より連結範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、三墾電気（上海）有限公司（在外）、大連三墾電気有限公司（在外）、大連三墾貿易有限公司（在外）及び埃戈羅（上海）微電子商貿有限公司（在外）の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②デリバティブ取引

時価法

③棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 8年～60年

機械装置及び運搬具 3年～12年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年又は10年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

主として自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

③業績連動報酬引当金

取締役及び執行役員等への業績連動役員報酬の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④株式報酬引当金

株式交付規程に基づく取締役及び執行役員等への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に半導体製品の製造販売を行っており、製品を顧客へ引き渡す義務を負っております。

当社は、以下の時点で、製品等の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

- ・国内販売においては、顧客に製品が到着した時点
- ・輸出販売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点
- ・預託販売においては、当社が預託倉庫に納入した製品を、顧客が引き出して検収した時点

主要な海外連結子会社においても、製品の到着時点またはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また一部の海外連結子会社においては委託販売を行っており、委託業者が指定された保管場所から委託在庫を引き出した時点で収益を認識しております。

なお、取引価格は顧客との契約において約束された対価から、値引き、割引き及び返品等を加味した価格を控除した金額で測定しております。これらの変動対価については、過去実績及び見通しを含む合理的に利用可能な情報から見積もっております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね4ヶ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費支出時に全額費用処理しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12～14年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～18年）による定率法により費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

④のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、その効果の発現する期間にわたり均等償却を行っております。

⑤グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	191,720 百万円
2. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高	52 百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	25,098,060	—	—	25,098,060

2. 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	961,604	16,821	22,800	955,625

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式には、役員及び従業員向け株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式82,700株が含まれております。
2. 自己株式の増加16,821株は、役員及び従業員向け株式交付信託による市場買付取引による増加15,400株、単元未満株式の買取による増加1,421株であります。
3. 自己株式の減少22,800株は、役員及び従業員向け株式交付信託が保有する当社株式の交付による減少であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	363	15.00	2022年3月31日	2022年6月27日
2022年11月4日 取締役会	普通株式	363	15.00	2022年9月30日	2022年12月5日

(注) 配当金の総額には、役員及び従業員向け株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金(2022年6月24日定時株主総会決議分1百万円、2022年11月4日取締役会決議分1百万円)が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	363	15.00	2023年3月31日	2023年6月26日

(注) 配当金の総額には、役員及び従業員向け株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれています。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資、研究開発などのための必要資金を主に社債の発行や銀行借入等により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金をコマーシャル・ペーパーの発行や銀行借入等により調達しております。デリバティブは、主に為替の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスクの軽減を図っております。また、外貨建債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金、社債、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。変動金利で借入を行う場合は、原則3年以内とし、金利更改日までの残存期間と金利の動向を把握し、短期・長期、固定金利・変動金利のバランスを勘案して対応することでリスク軽減を図っております。

デリバティブ取引につきましては、デリバティブ取引基準に基づき、財務部門が取引契約、残高照合、会計等を行っております。デリバティブ取引の状況は、月報を作成し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額 68百万円)は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 受取手形	2	2	－
(2) 電子記録債権	2,155	2,155	－
(3) 売掛金	37,870	37,870	－
(4) 有価証券及び投資有価証券 (*2)			
その他有価証券	3,444	3,444	－
(5) 支払手形及び買掛金	(20,160)	(20,160)	－
(6) 短期借入金	(12,579)	(12,579)	－
(7) コマーシャル・ペーパー	(10,000)	(10,000)	－
(8) 社債	(12,000)	(11,977)	△22
(9) 長期借入金（1年以内に返済予定 のものを含む）	(44,726)	(44,965)	239
(10) リース債務	(2,784)	(2,783)	1
(11) デリバティブ取引 (*3)	462	462	－

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については注記を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は2,090百万円であります。

(*3) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 株式	3,444	—	—	3,444
デリバティブ取引 通貨関連	—	462	—	462
資産計	3,444	462	—	3,906
リース債務	—	2,341	—	2,341
負債計	—	2,341	—	2,341

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	—	40,027	—	40,027
資産計	—	40,027	—	40,027
支払手形及び買掛金	—	20,160	—	20,160
短期借入金	—	12,579	—	12,579
コマーシャル・ペーパー	—	10,000	—	10,000
社債	—	11,977	—	11,977
長期借入金	—	44,965	—	44,965
リース債務	—	441	—	441
負債計	—	100,124	—	100,124

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、短期借入金、並びにコマーシャル・ペーパー

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

・市場別売上高

(単位：百万円)

	自動車	白物家電	産機、民生他	合計
売上高	116,986	57,043	51,357	225,387

・地域別売上高

(単位：百万円)

	日本	アジア	北米	欧州	合計
売上高	50,613	124,494	26,516	23,763	225,387

・製品別売上高

(単位：百万円)

	パワーモジュール	パワーデバイス	センサー	合計
売上高	49,287	96,438	79,661	225,387

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	35,617
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	40,027
契約負債（期首残高）	69
契約負債（期末残高）	52

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の金額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産 | 4,601円59銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 394円87銭 |

重要な後発事象に関する注記

当社は、2023年4月7日に子会社の設立を取締役会にて決議いたしました。

(1) 子会社設立の目的

当社は、グローバルに成長が見込まれるEV 市場に向けたパワー半導体事業の強化を進めています。今般、EV トラクションモータ用パワーモジュールについて、納入先である海外ティア1からの今後の需要増加に応えるために新たな工場を日本国内に設置することいたしました。

(2) 新設する子会社の概要

① 名称	新潟サンケン株式会社
② 所在地	新潟県小千谷市千谷甲3000番地
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 八木 健二
④ 事業内容	電子部品およびデバイスの製造および販売
⑤ 資本金	95百万円
⑥ 設立年月日	2023年5月16日
⑦ 出資比率	当社100%

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益剰余金					
				固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	20,896	5,225	4,982	29	20,051	△4,222	46,963	101	47,064
当期変動額									
剰余金の配当					△726		△726		△726
当期純損失					△3,863		△3,863		△3,863
自己株式の取得						△108	△108		△108
自己株式の処分						43	43		43
固定資産圧縮 積立金の取崩				△2	2		-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							-	100	100
当期変動額合計	-	-	-	△2	△4,587	△65	△4,655	100	△4,554
当期末残高	20,896	5,225	4,982	27	15,463	△4,287	42,308	202	42,510

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
- 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引 時価法

(3) 棚卸資産 通常の販売目的で保有する棚卸資産
主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産 定額法
（リース資産を除く）

(2) 無形固定資産 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年又は10年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌期より費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定率法により費用処理しております。

(3) 業績連動報酬引当金

取締役及び執行役員等への業績連動報酬の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく取締役及び執行役員等への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に半導体製品の製造販売を行っており、製品を顧客へ引き渡す義務を負っております。

当社は、以下の時点で、製品等の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

- ・国内販売においては、顧客に製品が到着した時点
- ・輸出販売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点
- ・預託販売においては、当社が預託倉庫に納入した製品を、顧客が引き出して検収した時点

なお、取引価格は顧客との契約において約束された対価から、値引き、割引き及び返品等を加味した価格を控除した金額で測定しております。これらの変動対価については、過去実績及び見通しを含む合理的に利用可能な情報から見積もっております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね4ヶ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。

(3) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計指針を将来にわたって適用することといたしました。これによる個別計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前期まで区分掲記しておりました営業外費用の「製品補償費」(当期46百万円)は、当期において金額的重要性が乏しいため、営業外費用の「雑損失」に含めております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 19,487 百万円 |
| 2. 保証債務残高 | |
| 他の会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行っております。 | |
| ピーティー サンケン インドネシア | 868 百万円 |
| サンケン エレクトリック コリア株式会社 | 463 百万円 |
| ポーラー セミコンダクター エルエルシー | 1,335 百万円 |
| サンケン エレクトリック (タイランド) カンパニーリミテッド | 514 百万円 |
| サンケン エレクトリック ヨーロッパ ジーエムビーエイチ | 4 百万円 |
| 石川サンケン株式会社 | 1,500 百万円 |
| 計 | 4,685 百万円 |
| 3. 為替予約の債務残高 | |
| 他の会社の金融機関との為替予約取引に対し、債務保証を行っております。 | |
| サンケン エレクトリック (タイランド) カンパニーリミテッド | 133 百万円 |
| 4. 関係会社に対する金銭債権・債務 | |
| (1) 短期金銭債権 | 38,669 百万円 |
| (2) 短期金銭債務 | 4,642 百万円 |
| (3) 長期金銭債権 | 13,197 百万円 |

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との営業取引による取引高	
(1) 売上高	28,972 百万円
(2) 仕入高	102,819 百万円
(3) 原材料等支給高	44,897 百万円
(4) その他営業取引の取引高	1,132 百万円
2. 関係会社との営業取引以外の取引による取引高	2,076 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株数	普通株式	955,625 株
-----------------------	------	-----------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
(繰延税金資産)		
繰越欠損金		10,430 百万円
関係会社株式評価損		5,385 百万円
貸倒引当金		701 百万円
棚卸資産評価損		1,149 百万円
固定資産減損		490 百万円
子会社株式売却		424 百万円
未払賞与		220 百万円
その他		375 百万円
繰延税金資産小計		19,179 百万円
評価性引当額		△18,868 百万円
繰延税金資産合計		311 百万円
(繰延税金負債)		
前払年金費用		△1,047 百万円
その他有価証券評価差額金		△88 百万円
その他		△12 百万円
繰延税金負債合計		△1,148 百万円
繰延税金資産（負債）の純額		△837 百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員兼任等	事業上の関係				
子会社	石川サンケン株式会社	石川県羽咋郡志賀町	95百万円	半導体デバイス	直接所有100%	役員兼任4名	当社の製造、資金の貸付、務保証	半導体製品の購入	34,407	買掛金	-
								原材料の有償支給	8,151	未収入金	2,420
								資金の貸付	21,634	貸付金	8,400
								債務保証	1,500	-	-
	山形サンケン株式会社	山形県東根市	100百万円	半導体デバイス	直接所有100%	役員兼任4名	当社の製造、資金の貸付	原材料の有償支給	8,373	未収入金	2,755
								資金の貸付	29,221	貸付金	4,868
	鹿島サンケン株式会社	茨城県神栖市	75百万円	半導体デバイス	直接保有100%	役員兼任-	資金の貸付等	債権放棄	3,646	-	-
福島サンケン株式会社	福島県二本松市	50百万円	半導体デバイス	直接所有100%	役員兼任3名	当社の製造、資金の貸付	半導体素子及び製品の購入	14,391	買掛金	-	
							原材料の有償支給	17,228	未収入金	10,660	
							資金の貸付	5,394	貸付金	1,817	
大連三壱電気有限公司	中国遼寧省大連市	136,197千元	半導体デバイス	直接所有100%	役員兼任1名	当社の製造、資金の貸付	半導体製品の購入	12,493	買掛金	1,237	
							原材料の有償支給	7,087	未収入金	2,984	
							資金の貸付	1,468	貸付金	1,468	
ポーラーセミコンダクターエルエルシー	米国ミネソタ州ブルーミントン	156,353千米ドル	半導体デバイス	直接所有70.0% 間接所有15.4%	役員兼任-	当社の製造、資金の貸付、務保証	半導体製品の購入	14,563	買掛金	296	
							資金の貸付	-	貸付金	5,875	
							債務保証	1,335	-	-	

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員兼任等	事業上の関係				
子会社	アレグロマイクロシステムズエルエルシー	米国ニューハンプシャー州マンチェスター	43 百万米ドル	半導体デバイス	直接所有 51.4%	役員兼任 -	当社の製造	半導体製品の購入	21,584	買掛金	2,502
	サンケンエレクトリックホンコンカンパニーリミテッド	中国香港	1,000 千香港ドル	半導体デバイス	直接所有 100%	役員兼任 2名	当社の販売	製品の販売	15,081	売掛金	3,615
	サンケンエレクトリックコリア株式会社	韓国ソウル特別市	1,200 百万ウォン	半導体デバイス	直接所有 100%	役員兼任 4名	当社の販売	原材料の有償支給	3,759	未収入金	1,588
	サンケンエレクトリック(タイランド)カンパニーリミテッド	タイバンコク	11,000 千パーツ	半導体デバイス	直接所有 100%	役員兼任 1名	当社の販売	製品の販売	4,533	売掛金	1,429

(注) 役員の兼任等につきましては、2023年3月31日現在で記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社製品の販売及び購入につきましては、市場価格を参考に決定しております。
2. 原材料の有償支給につきましては、当社の予定原価に基づいて決定しております。
3. 資金の貸付及び借入につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 子会社への貸倒懸念債権等について、貸倒引当金繰入額を、貸倒引当金繰入額（営業外費用）1,206百万円を計上しております。
5. 鹿島サンケン株式会社は当事業年度において清算終了しております。債権放棄にあたり貸倒引当金3,163百万円及び関係会社事業損失引当金370百万円を取り崩しております。
6. 金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。債務保証に係る保証料等は受領しておりません。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,760円83銭
2. 1株当たり当期純損失	160円00銭